

鶴岡市消防本部・本署庁舎エレベーター保守点検業務委託仕様書

鶴岡市消防本部・本署庁舎に設置されたエレベーター２基（１号機及び２号機）について、適正な維持管理を行うことを目的とし、以下のとおり受注者の業務内容を定める。

- 1 委託名称 鶴岡市消防本部・本署庁舎エレベーター保守点検業務
- 2 履行場所 鶴岡市美咲町３６番１号 鶴岡市消防本部
- 3 履行期間 令和８年９月１日から令和１１年８月３１日までとする。
- 4 契約形態 POG契約とする。

5 昇降機の仕様

	０１号機	０２号機
機種名	三菱機械室レスエレベーター(AXIEZ) VFGLB-JAZ	
設置年	平成２３年３月	
積載	750 kg	1000 kg
速度	60m／分	
停止階	４停止	５停止
定員	１１人	１１人
用途	乗用	寝台用
付加装置	地震時管制運転装置 火災時管制運転装置	停電時自動着床装置 遮煙ドア（ディフェンスドア）

遠隔点検・監視装置の適用無し

6 業務条件

本業務は、年末年始及び祝日を除く月曜日から金曜日までの午前９時から午後５時までの時間で実施すること。

7 業務内容

（１）法定検査

一級建築士もしくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者（昇降機検査資格者）が建築基準法第１２条に基づく定期検査を行い、「昇降機等定期検査報告書」、「定期検査成績表」及び「検査表」を作成し、報告すること。なお、法定検査に係る費用は委託費に含むものとする。

(2) 定期点検

毎月1回以上定期点検を行い、機械装置の初期性能維持、劣化防止及び運行の安全を図るため、清掃、給油、及び調整作業を行なうこと。なお、作業内容については「エレベーター保守・点検業務標準契約書」(平成28年2月19日国土交通省公表)に定める標準仕様書「表1.3 機械室なしエレベーター」を参照し、委託昇降機の該当項目について、周期Aにより実施するものとする。

また、定期点検を行なおうとする技術員は、前記(1)に準ずる資格を有する者を選任し、契約時に技術員(業務担当者)の選任届を提出すること。

なお、技術員を変更する場合は、予め市に通知したうえで選任の変更届を速やかに提出するとともに、技術員の引継ぎは受託者の責任で一切を行い、不備の無いようにすること。

(3) 故障時等の緊急対応

受注者は、24時間出勤態勢を整え、不時の故障・事故に対し、最善の手段で対処すること。

また、故障、災害等によりエレベーターに閉じ込め又は機能停止が生じた場合は、可能な限り速やかに適切な処置を講じるよう努めること。なお、連絡後、現場への到着時間は1時間以内を目標とすること。

(4) 消耗品

点検作業に必要な消耗品(グリース・オイル等)は受注者の負担とする。

(5) 故障等に伴う取替え又は修理

故障等により装置・機器に対して受注者が必要と認めた場合は、発注者と協議の上、取替え又は修理を行うこと。また、前項の消耗品を除き、取替え又は修理に要する費用は、委託費に含まないものとする。

(6) 報告書の提出

受注者は、業務終了後速やかに点検作業結果を記載した報告書を提出すること。

(7) 点検作業時間

定期点検は1週間前までに発注者に連絡し、許可を得てから実施すること。

8 委託料の支払

委託料の支払時期は、当該年度の業務が完了した翌月とする。また、支払額は、委託料総額を契約月数で割り戻し、当該年度の月数を乗じた額とする。

9 その他

- (1) 保守点検業務はこの仕様に定めるものの他、「建築保全業務共通仕様書」((財)建築保全センター発行、国土交通省監修)、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」((財)日本建築設備・昇降機センター発行、国土交通省監修)、「定期検査業務基準書」((財)日本建築設備・昇降機センター発行、国土交通省監修)等の定めを参照し、検査及び報告を行なわな

ればならない。

- (2) 契約期間の満了及び解除による契約終了時に、契約期間中の不具合情報及びその対処について、報告書を作成し提出すること。

また、当該不具合情報及び対処についての問い合わせに対し、契約期間終了後も誠実に対応すること。

合わせて、メンテナンス報告書及び引継ぎに係る報告の内容について、第三者等に公表することを承諾すること。

- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。